

新潟県条例第49号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)																	
(3) 環境局関係		(3) 環境局関係																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</td> <td>三 条 市、加 茂 市、<u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)	三 条 市、加 茂 市、 <u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</td> <td>三 条 市、加 茂 市及 び上越 市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)	三 条 市、加 茂 市及 び上越 市	(略)	
事 務	市町村																		
(略)																			
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)	三 条 市、加 茂 市、 <u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u>																		
(略)																			
事 務	市町村																		
(略)																			
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)	三 条 市、加 茂 市及 び上越 市																		
(略)																			
(4) (略)		(4) (略)																	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1の7 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><b>1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事</b></td> <td>長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		1の7 (略)	(略)	<b>1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事</b>	長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1の7 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		1の7 (略)	(略)		
事 務	市町村																		
(略)																			
1の7 (略)	(略)																		
<b>1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事</b>	長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市																		
事 務	市町村																		
(略)																			
1の7 (略)	(略)																		



## (7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの(2以上 の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(4) (略) (5) 法第16条第1項の規定による勸 告 (6) 法第16条第2項の規定による公 表	三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市、 燕市、 糸魚川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、弥 彦村、 出雲崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村及 び関川 村
(略)	

## (8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。 以下この項において「法」という。 )に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(12) (略) (13) 法第51条第4項の規定による 措置の実施及び公告	(略)

## (7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの(2以上 の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(4) (略) (5) 法第15条の4第1項の規定によ る勸告 (6) 法第15条の4第2項の規定によ る公表	三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市、 燕市、 糸魚川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、弥 彦村、 出雲崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	

## (8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。 以下この項において「法」という。 )に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(12) (略) (13) 法第51条第3項の規定による 措置の実施及び公告	(略)

(略)		(略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事	務	市町村	
(略)		(略)	
1の2 国有財産法第9条第3項の規定により県が行うこととされる国有財産に関する事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) <u>不動産登記法第116条の規定による登記の囑託（道路法第17条第1項の規定により指定市が管理する国道の用に供される国土交通省所管の国有財産である土地に係るものに限る。）</u> (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	
14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(27) (略) (28) 政令第53条第2項の規定による認定 (29) 都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。）第39条第2項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u> （法第58条第3項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。） (30) 省令第39条第3項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u> （法第58条第4項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。） (31) 省令第39条第5項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u>	(略)	(略)	
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第9号の表14の項の改正 公布の日
  - (2) 別表第6号の表の改正 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行の日
  - (3) 別表第7号の表の改正（「及び刈羽村」を「、刈羽村及び関川村」に改める部分を除く。）及び別表第8号の表の改正 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する

法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日  
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に老人福祉法（昭和38年法律第133号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。